

高岡市民病院売店設置運營業務に係る仕様書

1. 業 務 名 高岡市民病院売店設置運營業務

2. 業務目的

本業務は、高岡市民病院（以下、「当院」という。）において、病院を利用する患者さんへのサービス向上及び病院職員の福利厚生に寄与することを目的として売店を設置運営するもの。

3. 事業実施個所の概要

- (1) 場 所 1階 スペース①及びスペース②、地下 スペース③
- (2) 面 積 スペース① 212.26 m²
スペース② 48.6 m²
スペース③ 10.74 m²
- (3) 平面図 別紙のとおり
- (4) 計画案 使用許可の対象とするのはスペース①及びスペース③とする。売店はスペース①に設けるものとし、店内にイートインスペースを設置すること。スペース③を倉庫等として活用する場合は提案すること。
- (5) その他 現在、スペース①、②にはそれぞれカフェ、売店を設置している。使用許可期間は、それぞれ令和7年3月31日までとしている。
スペース③は現在、使用許可の対象とはしていない。
スペース①は free wi-fi の利用が可能

4. 売店運営について

- (1) 営業開始日
令和7年4月1日以降、可能な限り仮店舗等で売店を継続し、速やかにスペース①での営業を開始すること。営業開始日までのスケジュールを提案書に盛り込むこと。
- (2) 営業日及び営業時間
ア) 営業日 原則年中無休
イ) 営業時間 午前8時～午後6時
上記を基準とするが、事業者の提案又は受託事業者選定後に協議により変更することがある。
- (3) 取扱品目
利用者のニーズにあった商品を可能な限り数多く揃えるとともに、医療用品などにおいては、当院の指定する物品も提供すること。
ア) 飲食物 (弁当、惣菜、おにぎり、パン、飲料、菓子類等)
イ) 日用品

- ウ) 新聞、雑誌等
 - エ) 当院が要請する医療・衛生・介護用品等
 - オ) その他事業者が提案する商品等
- (4) 取扱い禁止品目
- ア) 酒類、タバコ類、風俗雑誌、公序良俗に反するもの、その他当院が療養に適さないと判断するもの。
 - イ) 入院セット（おむつ、消耗品等のCSセット）の販売事業については、別の事業者が行うため、提案内容に含めないこと。
- (5) 各種附帯サービス及びその他の提案（対応の可否を提案書に盛り込むこと）
- ア) ATMの設置
 - イ) キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済等）の対応
 - ウ) イートインスペースでの電子レンジやポットの設置
 - エ) 当院で実施する人間ドック受検者に提供する食事
 - オ) その他、利用者の利便性向上につながるサービスを提案すること。
- (6) 留意事項
- ア) 価格は、可能な限り安価とすること。
 - イ) 営業時間内に欠品しないように、適切な在庫管理を行うこと。

5. 運営形態

運営形態は、運営会社の直営又はフランチャイズ方式のどちらかとする。ただし、フランチャイズ方式を採用し、売店を設置運営する場合はフランチャイザーが提案すること。

6. 運営及び管理体制

- (1) 各種法令に基づく営業に必要な申請・届出等は事業者が行うこと。
- (2) 売店のレイアウトは障がい者、車椅子等の利用者に配慮すること。
- (3) 売店の看板等の色彩、配置等は病院に相応しいものとし、当院が許可した場所以外では、看板、貼紙等の掲示を行わないこと。
- (4) 利用者の意見を反映するとともに従業員の接遇研修を実施し、常に良質なサービスの提供に努めること。
- (5) 従業員は制服、名札を着用し、清潔感のある身なりで接客対応すること。
- (6) 従業員の健康管理、労務災害及び労務管理に関することは、すべて事業者の責任とすること。
- (7) 事業者は、従業員に対して当院が定める予防接種を実施すること。なお、その際の費用に関しては事業者の負担とする。
- (8) 利用者からの苦情等については、誠意を持って対応し、その内容及び対応状況を当院に報告すること。

- (9) 利用者へのサービス向上を図るため、売店の運営等について当院と必要に応じて協議すること。
- (10) 使用物件は善良な意思を持って管理し、常時整然かつ清潔に保たなければならない。
- (11) 使用物件の無断での改修、模様替え、廃棄、更新等を行ってはならない。
- (12) 厨房内の調理機器と現カフェ内のテーブルとイスは現事業者の所有物であり、譲渡等は、現事業者と受託事業者が協議すること。
- (13) 使用物件について、他の者への譲渡又は転貸をしてはならない。ただし、使用者の責任においてフランチャイズ契約に基づき第三者に運営を任せることができる。
- (14) 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- (15) 衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の問題が発生した場合は、直ちに当院に報告の上、事業者の責任と負担において対処すること。
- (16) 運営に伴い発生した廃棄物の保管、回収及び処分については、事業者の負担により責任をもって行うこと。
- (17) 大規模災害発生時の業務継続体制を整備しておくこと。
- (18) 大規模災害の発生時、在庫商品を提供する等、当院への協力体制を整えること。
- (19) その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は当院と協議すること。

7. 使用料

高岡市行政財産の使用料に関する条例に基づき使用料を支払うものとする。

年間使用料は、貸付単価（年額・税込）×（貸付面積-貸付面積のうちイートイン面積）×（1-希望する減免率（%）/100）とする。なお、毎年度見直すものとする。

【参考】令和6年度貸付単価：12,319円/㎡（年額・税込）

例 貸付面積 212.26㎡うちイートイン面積 60㎡，希望する減免率 20%の場合

$$12,319 \text{ 円} \times (212.26 \text{ m}^2 - 60 \text{ m}^2) \times (1 - (20/100)) = 1,500,553 \text{ 円}$$

※使用料算定の際の貸付面積は、使用箇所からイートインスペースを除いたものとするので、提案書の中で全体の使用箇所と面積、その内のイートインスペースと面積を図面等に明記すること。

8. 経費負担

- (1) 次に掲げる費用は全て事業者の負担とする。
 - ア) 売店の工事・設置（設備、什器、備品等含む）にかかる費用
 - イ) 売店の維持管理・運営に必要な経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理経費等、営業にかかる全ての経費
 - ウ) 光熱水費（電気、上下水道）は、月次の使用量に、当院の光熱水費単価を乗じて得た額（実費）
 - エ) 通信機器（電話、FAX、PC等通信回線を含む）を設置する場合は、当院と協議した上で、必要な工事費用、通信機器等の費用及び電話料
 - オ) 売店の運営にあたり、病院又は利用者に損害を与えた場合の損害回復及び損害賠償
 - カ) 売店運営のため事業者が講じたセキュリティ対策経費

キ) 使用許可期間終了に伴う原状回復に係る費用（原状回復内容等は当院と協議）

ク) その他店舗の設置・運営に関する一切の経費

9. その他

- (1) 事業者は、年度当初に当該売店の前年度の年間収支及び利用者等の経営状況を報告すること。
- (2) 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者の個人情報等を第三者に漏えいしてはならない。このことは使用許可期間終了後も遵守すること。
- (3) 事業者の事情により運営期間中に行政財産使用の廃止を申し出た場合は、原則として新たな運営事業者が決定するまでの間、業務を継続しなければならない。
- (4) 運営について、当院からの指示及び指導に従うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、その都度、当院と事業者が協議の上、定めるものとする。